

川崎市休業代替任期付職員



一般事務職の候補者登録選考 受験案内

川崎市総務企画局人事部人事課

概要

- ◇ 登録選考（筆記試験及び面談試験）を実施します。
 - ◇ 筆記試験実施日 令和6年11月24日（日）
 - ◇ 面談試験実施日 令和6年11月25日（月）～11月29日（金）
 - ◇ 受付期間 令和6年9月17日（火）～令和6年10月17日（木）
（申込は郵送（当日消印有効）又は電子（午後5時まで）で受付）
- ※ 候補者としての登録は、令和6年12月12日からとなります。

川崎市では、任用の期間（以下「任期」という。）の定めのない職員（以下「一般の職員」という。）が育児休業又は配偶者同行休業（以下「休業」という。）を取得した際の代替職員として勤務する職員（以下「休業代替任期付職員」という。）の採用を行っています。

休業代替任期付職員のうち、一般事務職については、登録選考があり、合格すると3年間登録されます。その間に一般の職員の休業が発生した場合に、登録者の中から採用選考を実施し、合格した人を休業代替任期付職員として任期を定めて採用します。

休業代替任期付職員として採用された場合は、一般の職員と同様の職務に従事します（時間外勤務や休日出勤を要する職場に配置される場合があります。）。

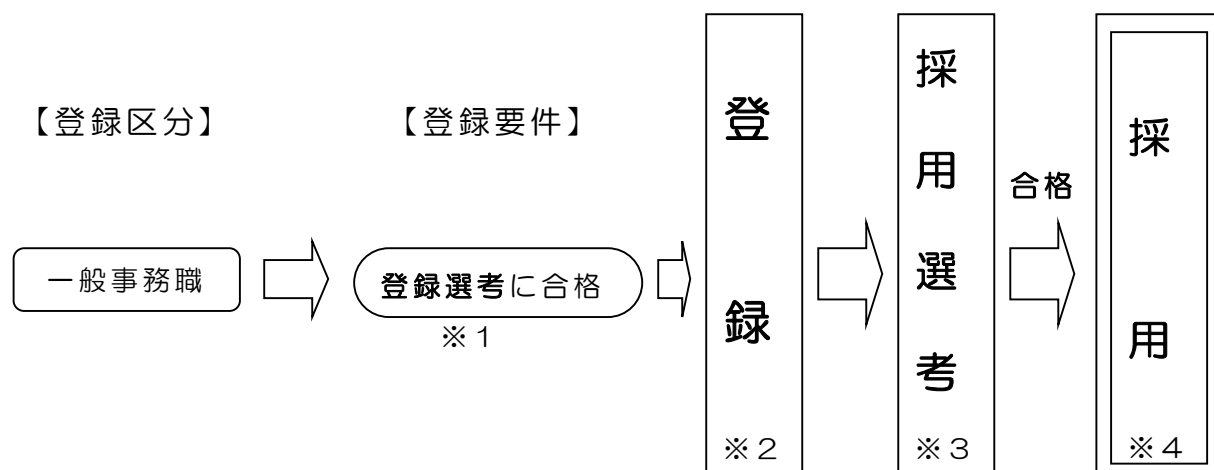
なお、休業代替任期付職員として採用する前に、産前産後休暇期間等の臨時的任用職員等として任用する場合があります。

※ 一般の職員の休業が発生しない場合は採用されませんので、御了承ください。

1 休業代替任期付職員（一般事務職）とは

休業代替任期付職員とは、任期の定めのない職員（以下「一般の職員」という）が育児休業又は配偶者同行休業（以下「休業」という）を取得した際に、その休業期間を任期とし、代替として勤務する職員です。一般事務職の休業代替任期付職員となるためには、この登録選考に合格し、休業代替任期付職員の候補者として登録されることが必要です。候補者として登録されている人の中から、一般の職員の休業の取得状況に応じて、採用選考（面接）を実施し、合格者を採用します。

勤務条件（勤務時間、休暇、服務、給与等）は、任期の定めがあること及び休業が取得できないことを除き、一般の職員と同様です。ただし、法改正等により変更する場合があります。



※1 登録選考では、筆記試験（教養、作文）及び面談試験を行います。

※2 登録期間は3年間ですが、一般の職員の休業が発生しない場合は採用されません。

※3 採用選考では、面接試験を行います。

※4 任期は休業取得の期間に応じ、原則として、1年から3年の間です。

なお、休業代替任期付職員として採用する前に、産前産後休暇期間等の臨時的任用職員又は会計年度任用職員として任用する場合があります。

一般事務職以外の職（社会福祉職・保健師・獣医師・栄養士・土木職・建築職等）については、登録選考はありません。詳細については、直接お問い合わせください。

2 職務概要

休業代替任期付職員（一般事務職）の職務は、区役所や市税事務所等での窓口業務や相談業務、事業企画などが主なものとなります。

3 一般事務職の登録要件

次の要件を全て満たす人のみ登録できます。

- (1) 登録選考に合格していること。(筆記試験及び面談試験を行います。)
- (2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 日本国籍を有しない人については、就職が制限されていない在留資格の人のみ登録できます。ただし、「公権力の行使」に該当する職務又は「公の意思形成への参画」に該当する職に従事することはできません。

※ 年齢による登録の制限はありません。

※ 採用選考に合格した場合、上記欠格事由に該当しない旨の証明書の提出が必要となります。(様式は別途配布します。証明ができない場合は採用されません。)

4 登録選考の内容

申込受付期間	令和6年9月17日(火)～令和6年10月17日(木) (郵送の場合、当日消印有効)(電子の場合、午後5時まで受信有効) ※申込受付期間後の申込は受理できませんので御注意ください。
登録予定人数	30名程度

申込方法	【郵送申込の場合】 <u>簡易書留で郵送</u>してください。 （封筒の表に「任期付登録選考申込書在中」と朱書。） ※簡易書留以外の郵便事故については、一切責任を負いません。 ★送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市総務企画局人事部人事課	【電子申込の場合】 本市ホームページ「川崎市休業代替任期付職員一般事務職の登録選考について」にアクセスし、Web フォームから、お申し込みください。 ★URL https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000120770.html ★QRコード 
必要書類	●登録選考申込書1通 （1）必要事項を記入し、<u>署名欄は必ず自署</u>してください。 （2）写真は、裏面に氏名を記入し、貼付してください。 （3）電子申込の方は、<u>原本を筆記試験当日に必ずお持ちください。</u> ●110円切手1枚 （1）<u>110円切手は、受験票送付用です。</u>登録選考申込書の右上に、クリップで留めてください。 ※電子申込の場合、受験票は登録いただくメールアドレス宛に送付しますので、切手は不要です。	
受験票の交付	受付期間終了後、受験票を郵送（電子申込の場合は、メールで送付）します。 なお、11月11日（月）までに受験票が到着しない場合は、人事課まで電話で御連絡ください。	
日 時	【筆記試験】 令和6年11月24日（日） 【面談試験】 令和6年11月25日（月）～11月29日（金）のうちいずれか1日 ※ 詳細については、受験票にてお知らせします。	

試験の内容	筆記試験	【教養試験】（択一式 40 問 120 分） 公務員として必要な一般教養に関する試験 【主な出題分野等】※出題程度は、高校卒業程度のもの 時事、社会（法律、政治、経済、社会）、人文（世界史、日本史、地理、国語、人文）、自然（数学、物理、化学、生物、地学）、文章理解（現代文、英文）、判断推理、数的推理、資料解釈 【作文試験】（800 字程度 60 分） 与えられた課題についての理解力や文章による表現力などをみる試験 ※ 作文は、教養試験の結果により採点されない場合があります。
	面談試験 20 分程度	対話形式（2 対 1）の個別面談を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。
結果発表	令和 6 年 1 2 月 1 2 日（木）（予定） 結果は、可否にかかわらず受験者全員に郵送（電子申込の場合は、メールで送付）します。また、合格した人には、併せて登録通知をお送りします。 なお、1 2 月 2 6 日（木）を過ぎても通知が届かない場合は人事課宛てに御連絡ください。 本市ホームページに同日午前 10 時頃（予定）に合格者の受験番号を掲載します。	
登録期間	令和 6 年 1 2 月 1 2 日（木）～令和 9 年 1 2 月 1 1 日（土）（予定）	

※ 申込書は、本市ホームページの「川崎市休業代替任期付職員一般事務職の登録選考について」のページ（<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000120770.html>）からダウンロードできます。また、登録選考受験案内・申込書を郵送で請求する場合は、登録選考受験案内・申込書を請求する旨を書いたメモと返信用封筒（110 円切手を貼り、宛先を明記した長形 3 号封筒）を同封し、申込書の郵送先に郵送してください。

5 登録されてから採用まで

（1）採用選考

一般の職員の休業の発生が見込まれ、休業代替任期付職員の採用が必要となった場合に、登録者の中から採用選考を実施します。

採用選考の対象者となった方には、後日、電話などにて連絡します。

採用選考は、面接試験を行います。

（２）採用

採用選考に合格した人は、原則として一般の職員の休業開始後の翌月 1 日付けで採用されます。勤務場所は、原則として休業を取得した職員の在籍する職場に配置され、当該職員の職務に従事します。

※ 休業代替任期付職員として採用する前に、産前産後休暇期間等の臨時的任用職員（フルタイム）又は会計年度任用職員（パートタイム）として任用する場合があります。

※ 登録要件を満たしていないこと又は申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用されません。

※ 役職者としての採用はありません。

6 採用後

採用後は一般の職員と同様の職務に従事します。よって、時間外勤務や休日出勤を要する職場に配置される場合もあります。

人事異動は、休業取得期間が短縮された場合や組織改変に伴うものなどに限定されます。

（１）給与

給与は、職務経験年数及びその職務内容に応じ、一定の基準に基づいて決定されます。

給与例（令和 6 年 4 月 1 日現在、地域手当含む。）

区 分（最終学歴等）	職 務 経 験	給 与 例
一般事務職 （４年制大学卒の場合）	正規職員として３年間勤務	245,000 円程度

（注）上記のほか、期末・勤勉手当、通勤手当、扶養手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給されます。ただし、これらの額は、条例等の改正（給与改定等）により、変更する場合があります。

※ 参考 （令和 6 年 4 月 1 日現在）

臨時的任用職員（フルタイム）	会計年度任用職員（パートタイム）
正規職員として３年間勤務した場合	週 30 時間勤務の場合
245,000 円程度（月額） （地域手当含む。）	1,194 円程度（時給） （地域手当相当分含む。）

（２）勤務時間・休暇

ア 勤務時間は、原則として、８時 30 分から 17 時 15 分（休憩時間 60 分）です（配置先によっては異なる場合があります。）。

イ 本市規定により年次休暇や夏季休暇などの特別休暇が与えられます。

(3) 服務等

休業代替任期付職員も一般職の地方公務員となり、地方公務員法の適用を受けます。地方公務員の基本理念、職務上の義務、身分上の義務などを遵守して公務にあたる必要があります。

(4) 任期

一般の職員の休業の取得期間に応じて、採用時に、原則として、1年から3年の間で任期が決定されます。

休業期間が延長された場合には、当初に決定された任期の始期から3年の範囲内で、任期が延長される場合があります。また、休業期間が短縮された場合は、原則として、他の職場における休業代替任期付職員として異動することとなりますが、他の休業が見込まれない等の事情により、任用が継続できない場合もありますので、御了承ください。

7 その他

登録選考及び採用選考で不合格になった人のうち、希望する人には、次の要領で成績をお知らせします。

(1) 対象者 登録選考及び採用選考の不合格者（本人に限る。）

(2) 内 容 総合順位及び総合得点

(3) 手続等

ア 申出期間 選考合格通知日の翌日から1箇月以内（消印有効）

イ 提出書類 ・個人別成績に関する情報提供申出書

・受験票

・返信用封筒（110円切手を貼り、宛先を明記した定形封筒）

ウ 手 続 「個人別成績に関する情報提供申出書」（不合格通知と併せて送付します）に必要事項を記入し、「〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市総務企画局人事部人事課」に郵送してください。

8 臨時的任用職員としての登録

休業代替任期付職員としての登録期間については、臨時的任用職員（フルタイム）の候補者としても登録され、臨時的任用職員としての採用選考を受験する際には、作文試験が免除され面接試験のみとなります。

9 問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市総務企画局人事部人事課

電話 044-200-2127（直通）